政　令

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十号

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号、第二十条第一項及び第三十三条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「第十一号」を「第十号」に改め、同項第二号イ中「の建設に必要な」を「（法第十九条第一項第三号ハに掲げる者については、子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭（単身の世帯を含む。第四号において同じ。）に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅又は賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物を含む。以下このイにおいて同じ。）の建設に必要な」に改める。

第一条の三第一項第四号から第八号までを次のように改める。

四　沖縄において住宅の改良（子どもを育成する家庭又は高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したことのある建築物の改良を含む。）を行う者　その改良に必要な資金

五　災害により、人の居住の用に供する家屋（主として人の居住の用に供する家屋を含む。）が滅失し、又は損傷した場合において、沖縄において当該滅失若しくは損傷した家屋に代わるべき家屋又は当該損傷した家屋（以下「災害復興住宅」という。）の建設、購入又は補修を行う者　当該災害復興住宅の建設、購入若しくは補修又は当該災害復興住宅の補修に付随する当該災害復興住宅の移転、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随する堆積土砂の排除その他の宅地の整備（以下この条において「整地」という。）若しくは当該災害復興住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金

六　次のイからホまでに掲げる場合において住宅部分を有する家屋（以下この項において「住宅家屋」という。）の移転又は除却を行う者　沖縄において当該移転を行う住宅家屋若しくは当該除却を行う住宅家屋に代わるべき家屋（以下「地すべり等関連住宅」という。）の移転、購入若しくは建設又は当該地すべり等関連住宅の移転、購入若しくは建設に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金

イ　住宅家屋について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第一項又は第三項の規定による移転又は除却の勧告又は命令を受けた場合

ロ　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十四条第一項に規定する関連事業計画に住宅家屋の移転又は除却に関する事項が記載されている場合

ハ　住宅家屋について密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第十三条第一項の規定による除却の勧告を受けた場合

ニ　住宅家屋について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第二十六条第一項の規定による移転又は除却の勧告を受けた場合

ホ　イからニまでに掲げる場合のほか、次に掲げる場合であつて主務省令で定めるとき。

(1)　住宅家屋が保安上危険であり、又は衛生上有害である場合

(2)　住宅家屋が災害により滅失し、又は損傷するおそれがある場合

七　住宅家屋の用に供する土地について、次のイからハまでに掲げる法律の規定による勧告又は命令に基づき、沖縄において当該勧告又は命令に係る擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事（以下「宅地防災工事」という。）を行う者　当該宅地防災工事に必要な資金

イ　建築基準法第十条第一項又は第三項

ロ　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十六条第二項、第十七条第一項若しくは第二項、第二十一条第二項又は第二十二条第一項若しくは第二項

ハ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第九条第三項又は第十条第一項若しくは第二項

八　沖縄において、耐火建築物等（建築基準法第二条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物又は同条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物若しくはこれに準ずる耐火性能を有する構造の建築物として主務省令で定めるものをいう。）のうち、住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与するものとして主務省令で定めるもので、相当の住宅部分を有するもの（以下「合理的土地利用耐火建築物等」という。）を建設する者又は新たに建設された当該合理的土地利用耐火建築物等のうちまだ人の居住の用その他のその本来の用途に供したことのないものを購入する者　その建設又は購入に必要な資金（当該合理的土地利用耐火建築物等を建設し、又は購入する者が当該合理的土地利用耐火建築物等の建設又は購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

第一条の三第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第五条第一項中「第二十条第一項」を「第二十条第一項前段」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　建築基準法第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算適合性判定機関である法人

第五条第二項第一号中「ニまで及びト」を「ハまで」に改め、同項第二号イ中「この号」の下に「及び第四号」を加え、同号ハからヘまでを削り、同号トを同号ハとし、同号チを同号ニとし、同項第三号中「第二号」を「第三号」に、「からヘまで」を「及びロ」に改め、同項第四号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同号に次のように加える。

ハ　貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務（イ及びロに掲げるものを除く。）

第五条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　前項第二号に掲げる法人　住宅関係貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の建設、購入又は改良に必要な資金の貸付けに係るこれらの構造方法に係る構造計算についての審査

第五条第三項を削る。

第七条の十六第一号中「又は第九号」を削る。

第九条中「。以下「融通法」という。」を削る。

第九条の二中「公庫」を「公庫又は」に、「受託金融機関等をいう。以下同じ。」又は受託地方公共団体（同項に規定する受託地方公共団体をいう。以下同じ。」を「受託金融機関等をいい、第五条第一項に規定する法人を除く。」に改め、「（受託金融機関等である第五条第一項に規定する法人又は受託地方公共団体に対するものにあつては、同条第二項第二号ホ、ヘ及びチに掲げる業務（同号チに掲げる業務にあつては、同号ホ及びヘに掲げる業務に相当する業務に限る。）並びに融通法第十条第一項の規定により委託を受けて行う同号ホ及びヘに掲げる業務に相当する業務に係るものに限る。）」を削る。

第十条及び第十一条中「第一条の三第一項第十号」を「第一条の三第一項第九号」に改める。

附　則

この政令は、令和三年十一月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務大臣　鈴木　俊一